

大和都市計画事業渋谷(南部地区)土地区画整理事業に伴う

住所変更手続きのしおり

平成30年6月30日から
あなたの住所の表示が変わります



大和市

はじめに

平成5年12月より施行してまいりました大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業は、皆さまのご協力により、平成30年6月29日に換地処分の公告を予定しており、この翌日から当該地区内の町名及び地番が新しくなります。

これに伴い、地区内にお住まいの方及び会社・事業所の皆さまには、平成30年6月30日（土）より新しい住所又は所在地を使用していただくこととなります。

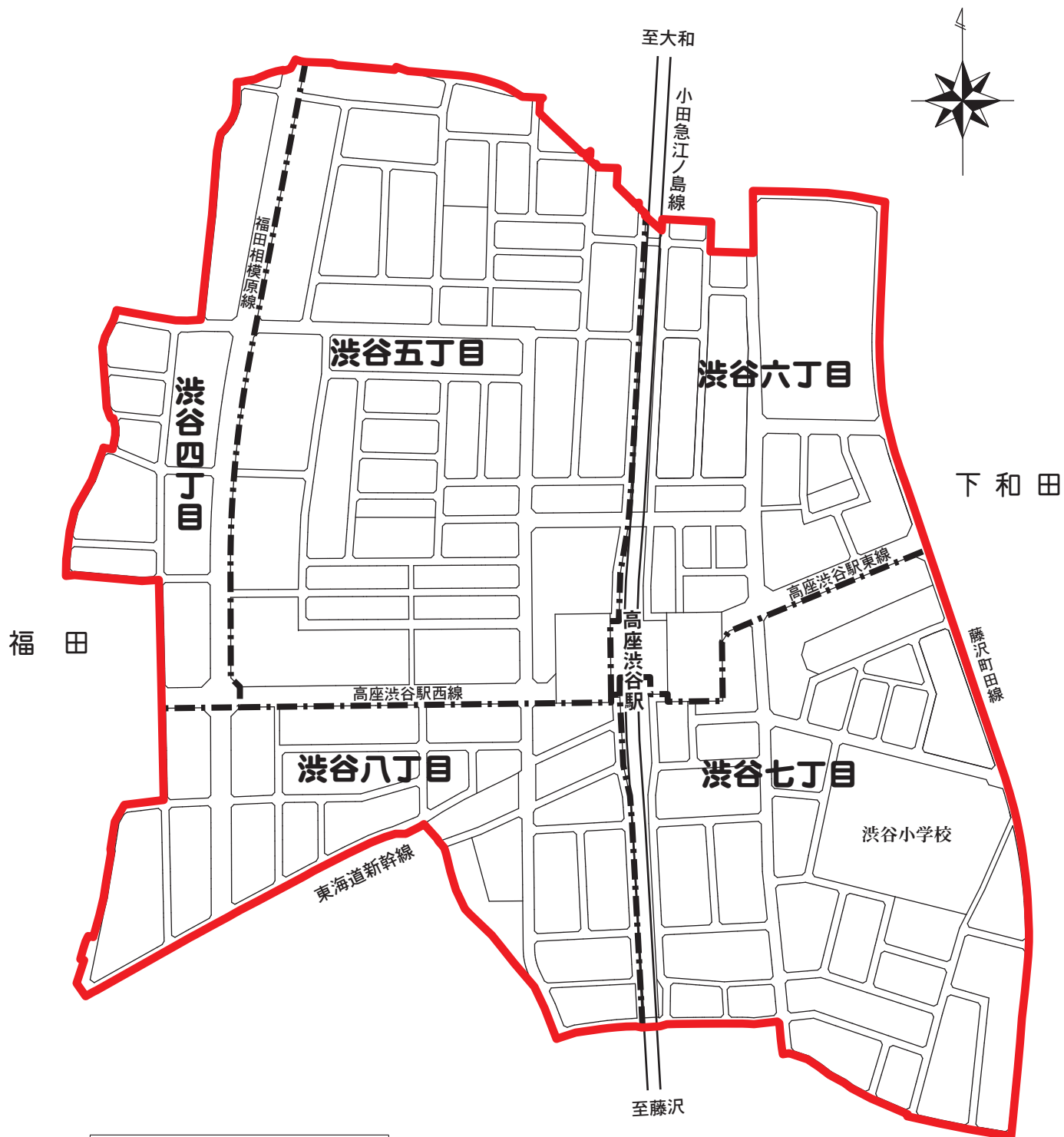
このしおりでは、新しい住所等の表し方や、必要となる手続きについてご案内いたします。

目 次

1	新町名・町界図	2
2	皆さまにお届けするもの	3
3	住所変更のお知らせはがきのご利用方法	4
4	あて先が旧住所で書かれた郵便物について	4
5	郵便番号について	4
6	新しい住所等の表し方	5
7	各種表示板について	5
8	住所変更の手続きについて	6
	①住所変更手続きの必要がないもの	
	②皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの	
9	会社・各種法人の変更登記	17
10	登記期間（登記すべき期間）	17
11	会社・法人の変更登記申請書記載例	18
	1 本店及び支店の所在地の表示が変更になった場合	
	2 代表者等の住所の表示が変更になった場合	
	3 会社等所有の不動産の名義人住所を変更する場合	
12	関係機関案内	24

1 新町名・町界図

※換地処分公告の翌日から新しい町名および地番になります。



凡 例	
-----	新町界
—————	区画整理区域

2 皆さまにお届けするもの

◆ 今回お届けしたもの

<p>住所変更手続きのしおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住所の変更に伴い、皆さまに知っていただきたいこと、住所変更手続きや登記申請の方法等を説明した冊子（現在ご覧いただいているもの）です。
<p>住所変更通知書 1世帯5枚（10通分）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通知書は、今回の住所変更により新しく設定したあなたの住所が記載されています。変更日（平成30年6月30日）以降は、新しい住所をお使いください。 通知書は、変更日以降、住所変更の証明書として、各種の手続きに使用できます。 <p>※枚数が不足する場合は、変更日以降、市役所市民課・中央林間分室・渋谷分室・大和連絡所・桜ヶ丘連絡所にて、町名地番変更証明書を無料で発行します。</p> <div data-bbox="801 763 1235 1043" data-label="Image"> </div>
<p>新旧住所対照案内図</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新しい町界、町名、住所等を表した案内図です。
<p>住所変更のお知らせはがき （1世帯50枚）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新しい住所を知人・取引先などにお知らせするもので、日本郵便㈱が発行する無料はがきです。詳しいご利用方法については4ページをご覧ください。
<p>登記申請書 ※不動産の権利者でない場合は、この申請書は使用しません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不動産所有者等の住所が変更した際に、法務局へ申請するための用紙です。なお、地区外の所有不動産についても権利者住所の変更申請が必要です。詳しくは13ページ以降をご覧ください。
<p>町名表示板 住所表示板 （住居1戸につき1セット） ※2世帯住宅等の場合にはいずれかの配付資料に1セット封入しております。 ※共同住宅等に入居される方には封入していません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新しい住所の表示板です。取付用のポンドも同封してありますので、門や郵便受けの近くなど、見やすい場所への取付をお願いいたします。 <div data-bbox="788 1585 1174 1765" data-label="Image"> </div>

◆ 今後お届けするもの

<p>本籍変更のお知らせ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本籍の変更がある場合には、変更日（平成30年6月30日）以降に市民課より本籍変更のお知らせを筆頭者等に郵送いたします。 <p>※本籍変更のお知らせ以外に証明書が必要な方は、変更日以降、市役所市民課・中央林間分室・渋谷分室・大和連絡所・桜ヶ丘連絡所にて、無料で発行します。</p>
------------------	--

3 住所変更のお知らせはがきのご利用方法

- このはがきは、日本郵便株式会社が発行する無料はがきです。住所が変わったことを親戚、知人等へ通知するためにご使用ください。なるべく早めの投函をお願いします。
- 記入したはがきを出す際は、はがきの入っていた封筒にまとめて入れて、郵便ポストに投函してください。（数回に分けて出される場合は、輪ゴム等で束ねてください。）
- パソコン等で私製はがきを作成して使用する場合には、書式をお届けしたはがきと同様とし、事前に日本郵便株式会社大和郵便局に提出して、作成枚数をお伝えください。

※枚数が不足する場合は、日本郵便株式会社大和郵便局（TEL 046-261-1785）までお問合せください。

(書式例)

～訂正のお願いとお詫び～

みなさまにお配りするはがきの印字内容について、一部不備がございました。

(誤)・・・大和市渋谷 丁目 番

(正)・・・大和市渋谷 丁目 番地

つきましては大変お手数ですが、はがきに新住所を記入する際、例示のように番地の「地」の文字を書き加えたくてご使用いただきますようお願いいたします。

ご不便をおかけして大変申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

〇〇番地〇という書き方が正しい表現ですので「地」の文字を書き加えてください。

4 あて先が旧住所で書かれた郵便物について

旧住所での郵便物は、町名地番変更以降、数年程度は配達されます。また、それ以降については、変更時の資料などにより把握できる範囲で配達されます。

5 郵便番号について

郵便番号は、以下のとおり変更されます。

渋谷四丁目～渋谷八丁目

242-0023

郵便についてのお問合せは

日本郵便株式会社 大和郵便局

☎046-261-1785

(受付時間 午前8:00～午後7:00)

6 新しい住所等の表し方

新しい住所等の表し方は、町名と地番が変更となります。

◆ 住所 及び 本籍

変更前

(例) 大和市 下和田 9 1 8 番地 2

変更後

→ 大和市 渋谷七丁目 1 6 番地 1 3
新町名 新地番

◆ 不動産(土地)

変更前

(例) 大和市 下和田字中ノ原 9 1 8 番 2

変更後

→ 大和市 渋谷七丁目 1 6 番 1 3
新町名 新地番

◆ 不動産(建物の所在)

変更前

(例) 大和市 下和田字中ノ原 9 1 8 番地 2

変更後

→ 大和市 渋谷七丁目 1 6 番地 1 3
新町名 新地番

7 各種表示板について

市で取り付ける「地番表示板」や、皆さまに配付した「町名表示板」「住所表示板」などは、わかりやすい街づくりを進めるために欠かせないものです。

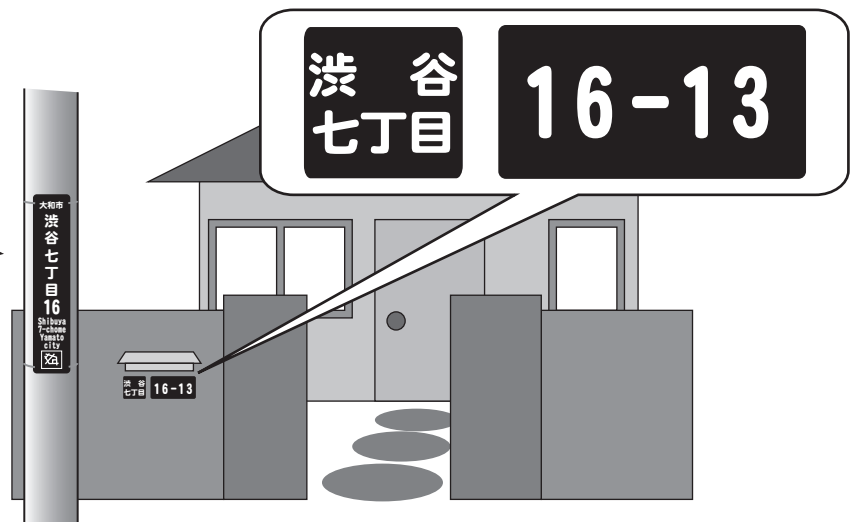
変更日までに、皆さんの家の入り口（門、玄関等）に住所表示板を取り付けていただきますようご協力をお願いいたします。

地番表示板



町名表示板

住所表示板



8 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所・法務局などが住所の書き換えを行うものと、皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

① 住所変更手続きの**必要がないもの**

市役所	住民票（住民基本台帳） 戸籍・戸籍の附票 選挙人名簿 印鑑登録原票 土地・家屋課税台帳 児童手当受給者台帳 市県民税課税台帳 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の所有者の住所 国民年金・厚生年金の給付を受けている方の住所 恩給を受けている方の住所 ……など
法務局	土地登記簿（表題部の所在欄のみ）、建物登記簿（表題部の所在欄のみ） ※ただし、所有名義人などの住所はご本人の申請があるまで変わりません。 詳しくは13ページ以降をご参照ください。
公共サービス	郵便（※ただし、ゆうちょ銀行・保険等は変更手続きが必要です） 上下水道
その他	旅券（パスポート） ※最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、 余白部分に新住所を記入してください。

■ 新しい住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの（手続き不要）

	証 書 名	担 当 課	説 明	
国民健康保険	国民健康保険被保険者証	保険年金課 国保年金担当 TEL 046-260-5114 もしくは -5116	旧証を引き続きご利用ください。 平成30年7月中に新住所の証を送付します。	
	国民健康保険被保険者資格証明書			
	国民健康保険高齢受給者証	保険年金課 保険給付担当 TEL 046-260-5115	旧証を引き続きご利用ください。 なお、更新時(8月)に新住所に書き換わりませんが、事前に修正したい場合には、変更手続きをしてください。	
	国民健康保険限度額適用認定証及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証			
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証	保険年金課 高齢者保険担当 TEL 046-260-5122	旧証を引き続きご利用ください。 なお、更新時(8月)に新住所に書き換わりませんが、事前に修正したい場合には、変更手続きをしてください。	
	後期高齢者医療特定疾病療養受療証		旧証を引き続きご利用ください。 平成30年7月中に新住所の証を送付します。	
介護保険	介護保険被保険者証	介護保険課 保険管理担当 TEL 046-260-5169	旧証を引き続きご利用ください。 平成30年7月31日頃までに新しい被保険者証を送付します。	
	介護保険負担限度額認定証			旧住所の負担限度額認定証は平成30年7月31日の有効期限まで使用可能です。 年度更新の申請時に合わせて新しい負担限度額認定証を送付します。(有効期限が平成30年7月31日までの負担限度額認定証をお持ちの方には7月上旬に更新の案内を送付します。)
	介護保険負担割合証			
心身障害者医療証	障がい福祉課 障がい福祉担当 TEL 046-260-5665	新住所記載の医療証が届くまでの間は、旧住所記載の医療証も使用可能です。 平成30年7月中旬頃までに新しい心身障害者医療証を送付します。		
自立支援医療(更生医療)受給者証	障がい福祉課 障がい福祉担当 TEL 046-260-5665	新住所記載の受給者証が届くまでの間は、旧住所記載の受給者証も使用可能です。 平成30年7月中旬頃までに新しい受給者証を送付します。		
小児医療証	こども総務課 手当医療担当 TEL 046-260-5608	旧証を引き続きご利用ください。 平成30年7月以降の更新時(各誕生日)に新しい証を送付します。		
福祉医療証		旧証を引き続きご利用ください。 平成30年12月頃に新しい証を送付します。		
児童扶養手当証書		8月頃の旧証回収時までは旧証を保管・利用してください。		

② 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下の表に記載されているものは、法令等により皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要があります。

一部の手続き（法人の変更登記等）を除いて明確な期限はありません。皆さまのご都合にあわせて手続きをしてください。ただし、**手続きができるのは平成30年6月30日以降**となりますのでご注意ください。

手続きには、「**通知書**」が必要となるものがあります。配付された枚数が不足する場合は、変更日以降、市役所市民課・中央林間分室・渋谷分室・大和連絡所・桜ヶ丘連絡所にて**無料**で発行する**町名地番変更証明書**が、通知書と同様に使用できます。

■ 自動車関係

《各手続きは変更日(6月30日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届 出 先	必要書類など	期 限
<input type="checkbox"/> 運転免許証の住所変更 及び本籍変更	大和警察署 大和市中心5-15-4 TEL 046-261-0110 [受付時間] 月～金曜日(祝日除く) 08:30～12:00 13:00～17:15	・運転免許証 ・通知書または証明書 ・本籍変更のお知らせ または本籍変更証明書 (本籍変更がある場合)	お早めに変更手続き をしてください。
<input type="checkbox"/> 軽自動車の 所有者・使用者の住所変更 及び使用の本拠の位置の 変更	軽自動車検査協会 神奈川事務所相模支所 愛甲郡愛川町 中津字桜台4071番5 TEL 050-3816-3120 [受付時間] 月～金曜日(祝日除く) 08:45～11:45 13:00～16:00	・検査証記入申請書 ・通知書または証明書 ・印鑑 ・車検証 ※なお、使用者と所有者が異なる 場合、所有者の印鑑または 所有者からの委任状が必要で す。(法人の場合は代表者印)	
<input type="checkbox"/> 自動車・オートバイ(125cc超)の 所有者・使用者の住所変更 及び使用の本拠の位置の 変更	神奈川運輸支局 相模自動車検査登録 事務所 愛甲郡愛川町 中津字桜台7181番地 TEL 050-5540-2037 [受付時間] 月～金曜日(祝日除く) 08:45～11:45 13:00～16:00 ※オペレーターに直接問 合せする場合は、自動 音声案内の際、「037」 を押してください。	・検査証記入申請書 ・通知書または証明書 ・印鑑 ・車検証(軽二輪は届出済証と 自賠責保険証) ※なお、使用者と所有者が異なる 場合、所有者の印鑑または 所有者からの委任状が必要で す。(法人の場合は代表者印)	

■ マイナンバー(個人番号)カード等 <<各手続きは変更日(6月30日)以降に行ってください>>

変更していただく届出等 (事柄)	届 出 先	必要書類など	期 限
<input type="checkbox"/> 通知カード の住所変更	市役所市民課 住民異動担当 TEL 046-260-5110 受付時間 月～土曜日午前8時30分 から午後5時まで(祝日 は除く)	・通知カード ・本人確認書類 (運転免許証、パスポ ート等)	お早めに変更手続き をしてください。
<input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号) カード の住所変更	市役所市民課 証明交付担当 TEL 046-260-5365 受付時間 月～土曜日午前8時30分 から午後5時まで(第3 土曜日、祝日は除く)	・マイナンバーカード ・交付時に設定した暗証 番号 ※電子証明書は引き続き ご利用いただけます。	
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (写真付き) の住所変更	市役所市民課 証明交付担当 TEL 046-260-5365 受付時間 月～土曜日午前8時30分 から午後5時まで(祝日 は除く)	・住民基本台帳カード ・交付時に設定した暗証 番号 ※電子証明書は引き続き ご利用いただけます。	
<input type="checkbox"/> 在留カード等 の住所変更	市役所市民課 住民異動担当 TEL 046-260-5110 受付時間 月～土曜日午前8時30分 から午後5時まで(祝日 は除く)	・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書	

【渋谷分室でも受付いたします】

・受付時間：月～金曜日 午前8時30分から午後5時まで。(祝日は除く)

なお、7/2～8/17の期間は臨時受付窓口を設けます。(土・日曜日、祝日は除く)

平成30年6月30日以降にマイナンバー(個人番号)の交付申請を
される方は、すでにお持ちの申請書は使用できません。

■ 放課後児童クラブ

<<各手続きは変更日(6月30日)以降に行ってください>>

変更していただく届出等 (事柄)	届 出 先	必要書類など	期 限
<input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ 入会申請書	市役所こども・青少年課 こども・青少年育成担当 大和市深見西1-2-17 大和市市民活動拠点 ベテルギウス内 大和市青少年センター TEL 046-260-5224 (または入会中の児童クラブ)	届出事項変更届	お早めに変更手続き をしてください。

■ 医療・福祉関係

《各手続きは変更日(6月30日)以降に行ってください》

受付時間：月～金曜日 午前8時30分から午後5時まで。(祝日は除く)

	変更していただく届出等 (事柄)	届 出 先	必要書類など	期 限
<input type="checkbox"/>	生活保護受給者証 の住所変更	市役所生活援護課 TEL 046-260-5615 (市保健福祉センター内)	・生活保護受給者証	お早めに変更手続き をしてください。
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳 の住所変更	市役所障がい福祉課 障がい福祉担当 TEL 046-260-5665 (市保健福祉センター内)	・身体障害者手帳 ・印鑑 ・通知カード、または 個人番号カード	
<input type="checkbox"/>	療育手帳の住所変更		・療育手帳	
<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳 の住所変更	市役所障がい福祉課 自立支援担当 TEL 046-260-5665 (市保健福祉センター内)	・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑	
<input type="checkbox"/>	自立支援医療(精神通院) 受給者証の住所変更		・自立支援医療受給者証 ・印鑑	

■ 年金関係

《各手続きは変更日(6月30日)以降に行ってください》

	変更していただく届出等 (事柄)	届 出 先	必要書類など	期 限
<input type="checkbox"/>	厚生年金被保険者 の住所変更	勤務先	各勤務先に確認して 住所変更の手続きを してください。	お早めに変更手続き をしてください。
<input type="checkbox"/>	共済年金被保険者 の住所変更	各共済組合		
<input type="checkbox"/>	国民年金第3号被保険者 の住所変更	配偶者の勤務先		
<input type="checkbox"/>	共済年金の給付を 受けている方 の住所変更	各共済組合	各共済組合に確認して 住所変更の手続きを してください。	

■ 保険関係

《各手続きは変更日(6月30日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
<input type="checkbox"/> 健康保険証の住所変更 ※社会保険事務所や健康保険組合で管理しているもの	勤務先 又は 勤務先が所属している健康保険組合	勤務先の担当者に確認して住所変更の手続きをしてください。	

■ その他の主なサービス

《各手続きは変更日(6月30日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
<input type="checkbox"/> 固定電話関係	各契約先 (NTT東日本 など)	お手数ですが、現在ご利用の各機関に住所変更手続きの方法をご確認ください。	
<input type="checkbox"/> 電気関係	各契約先 (東京電力 など)		
<input type="checkbox"/> ガス	各契約先 (東京ガス など)		
<input type="checkbox"/> 預貯金関係	各金融機関		
<input type="checkbox"/> 携帯電話 インターネット	各契約先		
<input type="checkbox"/> NHK 各有料放送	各放送会社		
<input type="checkbox"/> 生命・損害・自動車等 各種保険	各保険会社		
<input type="checkbox"/> 有価証券・株券等の 所有者	各証券会社		

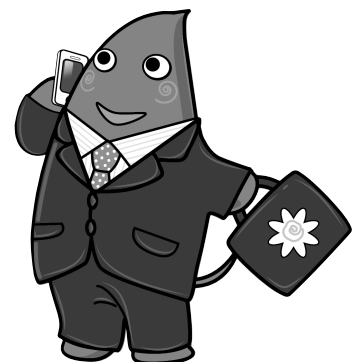
■ 会社・法人関係

《各手続きは変更日(6月30日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
<input type="checkbox"/> 会社・法人等の 本店・支店（主たる事 務所・従たる事務所） の所在地の変更登記	本店(主たる事務所)の 所在地を管轄する法務局 及び 支店(主たる事務所)の 所在地を管轄する法務局	・登記申請書 ・通知書または証明書	本店：2週間以内 支店：3週間以内
<input type="checkbox"/> 会社・法人等の 代表者等の住所の 変更登記			



会社・各種法人の変更登記の手続きの詳細については、
17ページ以降に説明を記載していますので、そちらを
ご参照ください。



■ 不動産(土地・建物)登記

《各手続きは登記事務停止期間終了後に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
<input type="checkbox"/> 不動産(土地・建物)の 所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄 する法務局 ※大和市・海老名市・座間市・綾 瀬市の不動産については… 横浜地方法務局 大和出張所 大和市中央一丁目5-20 TEL 046 (261) 2645 音声ガイダンスで「2番」を 選択してください。	①登記申請書 ②通知書または証明書 ③印鑑	※手続きに期限はあ りません。 売買・贈与・抵当 権の設定などの事 由が生じた時に合 わせて手続きされ ても結構です。 また、登記事務停 止期間終了直後は、 窓口の混雑が予想 されます。
<input type="checkbox"/> 不動産(土地・建物)の 抵当権、地上権、賃借権 、仮登記等の権利者の 住所変更登記			

＜土地区画整理事業地内の土地・建物に関する登記事務の停止について＞

土地区画整理事業地内の土地・建物については、換地処分の登記が完了するまで、一般の登記手続き（住所変更手続き、売買・贈与等による所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。

なお、事務停止期間が終了しましたら、権利者の皆さまにお知らせします。

◎ 登記申請書記載上の注意事項

- (1) 次ページ以降の記載例をご参照ください。
(①土地と建物の場合 ②共有の土地と建物の場合 ③敷地権付き区分建物の場合)
- (2) 登記原因証明情報として、通知書または証明書を添付してください。
この場合、登録免許税はかかりません。
- (3) 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- (4) 申請書の内容は、権利証等で確認し、正確に記入してください。
- (5) 1枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。
- (6) 申請書は、他の添付書類と共に左とじにして提出してください。
申請書が2枚になるときは、申請人又は代理人の印でつづり目に割り印してください。
- (7) 代理人の方が手続きをする場合は委任状をお持ちください。
- (8) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。
登記完了証を郵送で返送することをご希望の場合は、392円分の切手を貼った定形返信用封筒（簡易書留）を同封してください。

★注意（事前に必ずご確認ください）

登記簿に記載されている所有者の住所と住所変更通知書の実施前の住所が一致しているか
ご確認ください。

既に転居等をしているにもかかわらず、住所変更の手続きをしていない等の理由で
通知書に記載されている実施前の住所が、登記簿に記載されている所有者の住所と相
違える場合は、別途移転等の経緯を証明するための書類（住民票・戸籍の附票等）が必要
となる場合があります。詳しくは法務局までお問い合わせください。

※登記相談窓口（予約制）。事前に電話又は窓口で相談日時をお申し込みください。

記載例① 土地と建物を同時に申請する場合



登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成30年6月30日 町名地番変更 **変更後の所有者住所を記載**

変更後の事項 住所 大和市 渋谷 七丁目 10番地 1

申請人 住所 大和市 渋谷 七丁目 10番地 1

氏名 **法務 太郎** **住所・氏名を記載し認印を押す**

連絡先の電話番号 **000-000-0000** **連絡先を記載**

添付書類 登記原因証明情報 1通 **通知書または証明書を添付**

完了証の交付を希望しません

完了証の交付を希望しない場合にチェックします

平成〇年〇月〇日申請 横浜地方法務局 大和出張所 御中

提出日を記載

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示

登記済権利証又は登記事項証明書(登記簿謄本)の記載のとおり正確に記入して下さい。ただし、町名地番変更区域内の不動産の場合は、新町名・新地番をご記入ください。

土地

不動産番号	所在	地番	地目	地積 m ²
0123456789012	大和市 渋谷七丁目	10番1	宅地	345.67
		番		

建物

不動産番号	0123456789012	所在	大和市 渋谷七丁目 10番地 1		
家屋番号	10番1	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階	123.45 m ²	2階	98.76 m ²	

不動産番号(13桁)を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

記載例② 共有の土地と建物を同時に申請する場合



登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 平成30年6月30日 町名地番変更 **変更後の所有者住所を記載**

変更後の事項 **共有者 法務太郎及び法務花子の**
住所 大和市 渋谷 **七** 丁目 **10** 番地 **1**

申 請 人 住所 大和市 渋谷 **七** 丁目 **10** 番地 **1**
氏名 **法務 太郎**

連絡先の電話番号 **000-000-0000**

大和市 渋谷七丁目10番地1
法務 花子

添 付 書 類 登記原因証明情報 **1** 通 **通知書または証明書を添付**

完了証の交付を希望しません

完了証の交付を希望しない場合にチェックします

平成 **〇** 年 **〇** 月 **〇** 日申請 横浜地方法務局 大和出張所 御中

提出日を記載

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示

土 地

登記済権利証又は登記事項証明書(登記簿謄本)の記載のとおり正確に記入して下さい。ただし、町名地番変更区域内の不動産の場合は、新町名・新地番をご記入ください。

不動産番号	所 在	地 番	地 目	地 積 m ²
0123456789012	大和市 渋谷七丁目	10 番 1	宅 地	345.67
		番		

建 物

不動産番号	0123456789012	所 在	大和市 渋谷七丁目 10 番地 1		
家屋番号	10 番 1	種 類	居 宅	構 造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 123.45 m²	2階	98.76 m²		

不動産番号(13桁)を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

記載例③ 敷地権付き区分建物の場合

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成30年6月30日 町名地番変更 変更後の所有者住所を記載

変更後の事項 住所 大和市 渋谷 七丁目 10番地 1 住所・氏名を記載し、認印を押す

申請人 住所 大和市 渋谷 七丁目 10番地 1
 氏名 **法務 太郎**
 連絡先の電話番号 000-000-0000

添付書類 登記原因証明情報 1通 通知書または証明書を添付

完了証の交付を希望しません 完了証の交付を希望しない場合にチェックします

平成〇年〇月〇日申請 横浜地方法務局 大和出張所 御中 提出日を記載

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示 登記済権利証又は登記事項証明書(登記簿謄本)の記載のとおり正確に記入して下さい。

一棟の建物の表示

不動産番号	1234567890123	所 在	大和市 渋谷七丁目 10番地1
建物の名称	◎◎マンション		

専有部分の建物の表示

家屋番号	大和市 渋谷七丁目 10番1の510	建物の名称	510
種 類	居宅	構 造	鉄筋コンクリート造1階建
床面積	5 階部分	70.89 m ²	

敷地権の表示

所在及び地番	地 目	地 積	敷地権の種類	敷地権の割合
大和市 渋谷七丁目 10番地1	宅地	6543.21 m ²	所有権	54321 分の 321

不動産番号(13桁)を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。但し、敷地権の種類および敷地権の割合については記載を省略することはできません。

9 会社・各種法人の変更登記

(1) 会社等の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)の所在地の表示が変更になった場合は手続きが必要となります。

⇒商業・法人登記

(2) 株式会社の代表取締役及び特例有限会社の取締役、監査役、合名会社又は合資会社の社員、合同会社の代表社員、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の理事、各種法人・組合等の代表者などの住所の表示が変更になった場合は手続きが必要となります。

⇒商業・法人登記

(3) 所在地の表示が変更になった会社等が土地建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利(抵当権等)を有している場合は手続きが必要となります。

⇒不動産登記

10 登記期間(登記すべき期間)

※平成30年6月30日以降に申請してください。

※商業・法人登記と不動産登記では管轄法務局が異なりますのでご注意ください。

商業・法人登記の場合

本店(主たる事務所)所在地の管轄法務局での変更登記 …… 2週間以内

支店(従たる事務所)所在地の管轄法務局での変更登記 …… 3週間以内

※本店・支店の所在地が大和市内の場合 ⇒ 横浜地方法務局 湘南支局 へ申請

不動産登記の場合(会社や法人が不動産の権利者)

期間の定めは無いので、必要の際に申請する。

※不動産の所在地が大和市内の場合 ⇒ 横浜地方法務局 大和出張所 へ申請

◎ 登記申請書記載上の注意事項

- 1 通知書または証明書を添付してください。その場合、登録免許税はかかりません。
- 2 文字は、直接パソコン(ワープロ)を使用し入力するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- 3 申請書は、通知書または証明書と共に左とじにして提出してください。申請書が2枚になるときは、申請人又は代理人の印でつづり目に割り印してください。
- 4 代理人の方が手続きをする場合は委任状を添付してください。
- 5 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「法人登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。
- 6 支店(従たる事務所)の所在地の変更登記申請書には、本店所在地の変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」を「登記原因証明情報」として添付してください。ただし、申請書に「会社法人等番号」(12桁)を記載した場合は添付を省略できます。

1 1 会社・法人の変更登記申請書記載例

1 本店及び支店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、通知書又は証明書を添付して**本店所在地を管轄する法務局**に申請（郵送でも可）する。

また、支店登記の管轄法務局が、本店を管轄する法務局と異なる場合は、本店所在地の管轄法務局での**変更登記完了後**に「履歴事項証明書（※P20下部参照）」の交付を受け、これを「変更登記申請書」に添付したうえで、支店を管轄する法務局にも申請（郵送でも可）する。

(2) 参考例

ア 支店がない会社の場合

大和市下和田〇〇番地にある「株式会社□□」の所在地の表示が、大和市渋谷〇丁目△△番地に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- | | |
|----------|------------------------------|
| ① 必要書類 | 変更登記申請書 …………… 1 通 |
| | 通知書 又は 証明書 …… 1 通 |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 2 週間以内 |
| ④ 申請書提出先 | 横浜地方法務局 湘南支局（ 郵送でも可 ） |

イ 支店がある会社の場合の例

大和市下和田〇〇番地にある「株式会社□□」の本店の所在地の表示が、大和市渋谷〇丁目△△番地に変更になり、東京都世田谷区に支店の登記がされている場合の手続きは次のとおりです。

<本店の所在地で行う登記>

前記(2)アの手続きのとおり。

なお、本店所在地での登記完了後に「履歴事項証明書」の交付を、**支店を管轄する法務局の数だけ**受ける。

<支店の所在地で行う登記>

- | | |
|----------|---|
| ① 必要書類 | 変更登記申請書 …………… 1 通 |
| | 履歴事項証明書(本店での変更登記をしたことを証する)… 1 通 |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 3 週間以内 |
| ④ 申請書提出先 | この例では東京法務局 世田谷出張所（ 郵送でも可 ）
☆支店所在地を管轄する法務局へ提出する。 |

2 代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、代表者等（株式会社の場合は代表取締役、特例有限会社の場合は取締役・監査役）の通知書又は証明書を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）する。

(2) 参考例

大和市内に本店がある「株式会社□□」の代表取締役「法務 太郎」さんの住所の表示が、大和市下和田〇〇〇番地から大和市渋谷〇丁目△△番地に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

<本店の所在地で行う登記>

- | | |
|----------|--|
| ① 必要書類 | 変更登記申請書 …………… 1 通
通知書 又は 証明書 ……… 1 通
☆代表者の住所と会社の所在地を同時に変更する場合は、
それぞれの証明書を1通ずつ（計2通）添付する。 |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 2週間以内 |
| ④ 申請書提出先 | この例では横浜地方法務局 湘南支局（郵送でも可）
☆本店所在地を管轄する法務局へ提出する。 |

会社の本店と代表者等の住所がいずれも町名地番変更区域内にある場合、本店変更登記と代表者等の住所変更登記は、同時に（1枚の申請書で）手続きできます。

3 会社等所有の不動産の名義人住所を変更する場合

(1) 手 続

「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に必要事項を記載し、本店の変更登記を済ませたことを証する「履歴事項証明書(※下部参照)」を添付して、不動産所在地を管轄する法務局に申請する。

(2) 参考例

大和市下和田〇〇〇番地に本店のある「株式会社□□」の所在地の表示が、大和市渋谷〇丁目△△番地に変更になり、この会社が大和市内に土地・建物を所有している場合の手続きは次のとおりです。

必ず会社等の所在地変更登記を先に済ませてから以下の手続きをしてください。

- | | |
|----------|---|
| ① 必要書類 | 所有権登記名義人住所変更登記申請書 …………… 1 通
履歴事項証明書(本店での変更登記をしたことを証する)… 1 通※ |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 期間の定めはないので、必要の際に申請する。 |
| ④ 申請書提出先 | この例では横浜地方法務局 大和出張所 (郵送でも可)
☆不動産所在地を管轄する法務局に提出する。 |

郵送による申請

申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便又は簡易書留郵便により、当該不動産を所管する登記所宛に送付してください。

なお、登記が終わると登記完了証をお渡しします。登記完了証の郵送を希望する場合は、郵便切手(書留料金分が必要)を貼付した返信用の封筒を同封してください。

※「履歴事項証明書」は、本店での変更登記が完了したことを証明するために必要です。ただし、「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に「会社法人等番号」(12桁)を記載した場合は、添付を省略できます。

【記載例 1】株式会社の場合～本店変更をする場合の例～

不要な文字は
二重線で削除



株式会社・~~特例有限会社~~ 変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000 (わかる場合記載)
- フリガナ
1. 商号 株式会社 ○○○○
1. 本店 神奈川県大和市下和田 9 2 9 番地 (変更前の本店)
- ~~1. 支店~~
1. 登記の事由 町名地番変更による ~~代表取締役・取締役・監査役~~ の住所変更
本店・~~支店~~ の変更
1. 登記すべき事項 ~~平成30年6月30日町名地番変更による
代表取締役、取締役、監査役の住所変更
神奈川県 大和市 渋谷 丁目 番地~~
平成30年6月30日町名地番変更による 本店・~~支店~~ の変更
神奈川県 大和市 渋谷 七 丁目 1 0 番地 1
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税
1. 添付書類 通知書 又は 証明書 1 通

本人申請の場合は削除 ● ~~委任状~~ 通

上記のとおり登記の申請をする。

法務局へ提出する日

平成 30 年 ○ 月 ○ 日

新しい本店

申請人 本店 神奈川県大和市渋谷七丁目 1 0 番地 1
商号 株式会社 ○○○○

代表取締役住所 神奈川県 藤沢市 辻堂神台二丁目 2 番 3 号
~~取締役~~
氏名 法務 太郎

本人申請の場合は削除

~~申請代理人住所
氏名~~



法務局に届出している印鑑

連絡先の電話番号 000-000-0000 (連絡先を記載)

横浜地方法務局 湘南支局 御中

本店を管轄する法務局へ提出する
※用紙記載の法務局ではない場合は二本線で訂正

不要な文字は
二重線で削除



株式会社・~~特例有限会社~~ 変更登記申請書

- 1. 会社法人等番号 0000-00-0000000 わかる場合記載
- フリガナ
1. 商号 株式会社 ○○○○
- 1. 本店 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号
- ~~1. 支店~~
- 1. 登記の事由 町名地番変更による ~~代表取締役・取締役・監査役~~ の住所変更
~~本店・支店~~ の変更
- 1. 登記すべき事項 平成30年6月30日町名地番変更による
代表取締役 **法務 太郎**、~~取締役~~、~~監査役~~ の住所変更
神奈川県 大和市 渋谷 **七** 丁目 **10** 番地 **1**
~~平成30年6月30日町名地番変更による 本店・支店 の変更~~
~~神奈川県 大和市 渋谷 丁目 番地~~
- 1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税
- 1. 添付書類 通知書 又は 証明書 **1** 通

本人申請の場合は削除 ~~委任状~~ 通

上記のとおり登記の申請をする。

法務局へ提出する日

平成 **30** 年 ○ 月 ○ 日

申請人 本店 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号
商号 株式会社 ○○○○

代表取締役住所 神奈川県大和市渋谷七丁目10番地1 新しい住所
~~取締役~~

本人申請の場合は削除

氏名 **法務 太郎**

法務局に届出している印鑑

~~申請代理人住所~~
~~氏名~~



連絡先の電話番号 000-000-0000 連絡先を記載

横浜地方法務局 湘南支局 御中 本店を管轄する法務局へ提出する
※用紙記載の法務局ではない場合は二本線で訂正

【記載例3】会社等が不動産等の名義人の場合～所有権登記名義人の住所変更をする場合の例～



登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成30年6月30日 町名地番変更

変更後の事項 ~~住所~~ 本店 大和市 渋谷 七丁目 10番地 1 変更後の本店を記載

申請人 ~~住所~~ 本店 大和市 渋谷 七丁目 10番地 1
氏名 株式会社 ○○○○ 住所・会社名・代表者名を記載し捺印する
(会社法人等番号 0000-00-000000)
代表取締役 法務 太郎 連絡先を記載
連絡先の電話番号 000-000-0000

添付書類 登記原因証明情報 1通 12桁の会社法人等番号を記載しない場合本店所在地を変更したことを証する履歴事項証明書を添付
 完了証の交付を希望しません 完了証の交付を希望しない場合にチェックします

平成 30年 ○月 ○日申請 横浜地方法務局 大和出張所 御中 提出日を記載

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示

登記済権利証又は登記事項証明書(登記簿謄本)の記載のとおり正確に記入して下さい。ただし、町名地番変更区域内の不動産の場合は、新町名・新地番をご記入ください。

土地

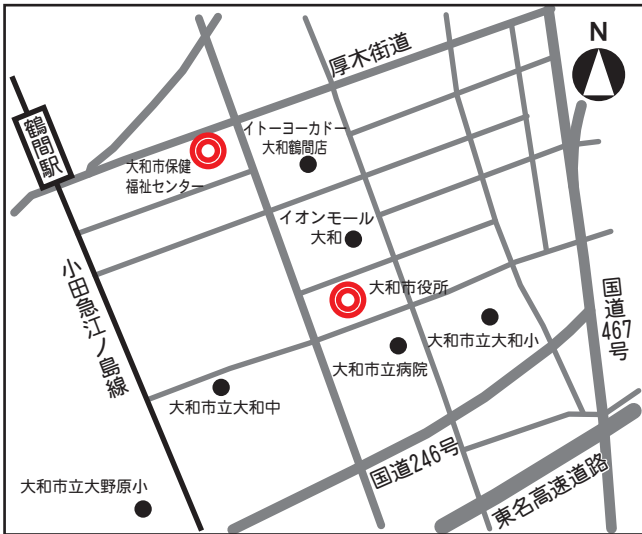
不動産番号	所在	地番	地目	地積 m ²
1234567890123	大和市 渋谷七丁目	123番 4	宅地	345.67
		番		

建物

不動産番号	1234567890123	所在	大和市 渋谷七丁目 123番地 4		
家屋番号	123番 4	種類	事務所	構造	鉄筋コンクリート造 2階建
床面積	1階	123.45 m ²	2階	98.76 m ²	

不動産番号(13桁)を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

1 2 関係機関案内



☆ 大和市役所

住所：大和市下鶴間1-1-1

電話：046-263-1111（代表）

交通：電車…鶴間駅より徒歩約12分

☆ 大和市保健福祉センター

住所：大和市鶴間1-31-7

交通：電車…鶴間駅より徒歩約5分

☆ 大和市役所渋谷分室

住所：大和市福田2021-2

高座渋谷駅前複合ビル 1K0ZA1階

電話：046-267-2330

交通：電車…高座渋谷駅より徒歩約2分

※平成30年6月30日以降は渋谷五丁目22番地に住所の表示が変わります



☆ 横浜地方法務局大和出張所

住所：大和市中心1-5-20

電話：046(261)2645

交通：電車…大和駅より徒歩5分

☆ 大和警察署

住所：大和市中心5-15-4

電話：046-261-0110

交通：電車…小田急線「大和駅」より徒歩6分



☆ 横浜地方法務局 湘南支局

住所：藤沢市辻堂神台2-2-3

電話：0466-35-4620

交通：電車…JR東海道線「辻堂駅」より徒歩5分

☆ 相模原年金事務所

住所：相模原市南区相模大野6-6-6

電話：042-745-8101

交通：電車…小田急線「相模大野駅」より徒歩8分

☆ 神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所

住所：愛甲郡愛川町中津字桜台7181

電話：050-5540-2037

交通：電車…小田急線本厚木駅下車、

神奈川中央交通バス 愛川町役場（春日台団地経由）行で西2丁目下車し、徒歩約8分

または、上三増、半原方面 愛川町役場（三田経由）行で陸運支局入口下車し、徒歩約5分

☆ 軽自動車検査協会 神奈川事務所 相模支所

住所：愛甲郡愛川町中津字桜台4071-5

電話：050-3816-3120

交通：電車…小田急線「本厚木駅」北口下車、厚木バスセンター乗り場2番から

神奈川中央交通バス<愛川町役場（三田経由）行>に乘車（約40分）

または、10番から<上三増行>に乘車、<桜台>バス停で下車し、徒歩5分。

小田急線、相鉄線<海老名駅>西口下車、バス乗り場から

神奈川中央交通バス<愛川町役場（桜台経由）行>に乘車（約40分）

<桜台>バス停で下車し、徒歩5分。

<海老名駅>よりバスをご利用の場合、<愛川町役場（桜台経由）行>のバスは1時間に1回程度しかありません。

メモ欄

(ご自由にお使いください)

A large rectangular box with a dark border, containing 20 horizontal lines for writing. The lines are evenly spaced and extend across the width of the box.

大和市役所 渋谷土地区画整理事務所 事業管理課
(市役所本庁舎 4 階)

〒242-8601 大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号

☎ 0 4 6 - 2 6 0 - 5 7 2 1

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/s-jigyo/index.html>